

今後の現業職のあり方についての基本方針

平成 31 年 3 月 28 日 市長決裁

今後の現業職のあり方について、次のとおり基本方針を定める。

1. 現業職の委託について

現業業務については、退職不補充を原則とし、外部委託を推進する。

ただし、環境部の現業部門については、災害・緊急時の体制維持・強化を図る観点から、補充職員にかかる給料表の見直しを前提に、指導業務を含めた直営業務を一部維持する。なお、この場合であっても、直営業務の効率化と業務再編を図るとともに、外部委託が可能な業務については、その範囲を整理し引き続き外部委託を推進するものとする。(条件等の整理期間：2020 年度まで)

また、その他の現業部門については、近年多方面で人手不足が顕在化していることを踏まえ、市民サービスの低下を防ぐため、必要に応じて特別な対応ができるものとする。

なお、用務員の業務については、生涯学習部及びこどもみらい部において非常勤職員で対応することができるものとする。

2. 委託計画について

現業業務の委託については、平成 24 年度（2012 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までの 10 年計画を策定し、実施していくものとする。当該 10 年計画は、現業職の退職状況、1 のただし書き及び 3 の取組み状況等を踏まえて毎年度、ローリングしていくものとする。

3. 職種変更について

事務職（技術職を含む。）への職種変更については、事務職としての適性が認められる者について検討する。

事務職としての能力及び適正の有無の実証手続きは人事課において定め、職種変更を行う現業職員数は、毎年度の組織機構改正及び定員再配置計画で定めるものとする。この場合、総務部及び企画財務部において、研修や部署配置等に関する中長期的な基本計画を作成して、その下で実施していくものとする。

4. 職名統一について

環境部門の現業業務に従事する現業職員の職名を、総合現業員又は運転手とする。また、その他の現業業務に従事する職員についてもこれらの職名への変更を検討するものとする。